◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○竹下委員長　この際、階猛君から関連質疑の申し出があります。枝野君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員　民主党の階猛です。

きょうはテレビ中継がされておりますけれども、今度の参議院選挙から高校生も投票できるようになるということで、テレビ、ラジオで見たり聞いたりしている高校生にもわかりやすい答弁をぜひお願いしたいと思っております。

きょうから補正予算の審議が始まったんですが、先ほど来、総理の答弁を聞いておりますと、内閣と国会の役割分担ないし内閣の国会に対する責任、憲法上の理解が誤っているのではないか、私はそういうふうに感じました。

まずお聞きしますけれども、憲法上、野党議員には予算の提出権は、国会に提出権はありますか。

○安倍内閣総理大臣　全ての野党の議員にあるわけではない、このように、いわば、これは、提出するのは、特定の条件を満たしていなければいけないと思います。

○階委員　これはちょっとまずいですよ。憲法改正を唱える総理自身が、憲法の根本的なところも理解していない。

憲法八十六条、ここには、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。」とありますが、我々国会議員には予算提出権は認められていないんです。

誤りだというのであれば撤回してください。そして、テレビを見ている高校生にも、誤りでしたということで謝罪してください。

○安倍内閣総理大臣　予算の提出は、当然これは政府で、内閣が提出をします。今、まさかそれを聞いているとは思わないものですから、予算関連法案、予算関連法案について質問されたと思ったものでありますから、それは、予算関連法案には特定の制限があるということで、ある程度の人数、ある人数を満たさなければならない、こういうことで答弁をさせていただいたわけでございます。

○階委員　なぜ私がこういうことを聞いたのか。

午前中、平沢委員の質問に対して、正確な言い回しは後で議事録で確認しますけれども、要は、憲法五十三条に反して臨時国会を開かなかったのではないかといった質問に対する答弁でした。これに対して総理がおっしゃったのは、大切なことは、野党にも対案を出してほしいということを言っていたわけですね、補正予算についてです。

これは私、耳を疑ったんですね。もしや、ひょっとして総理は、予算というのは国会議員に提出権があるとお考えになっているんじゃないだろうかと思って今確認したところ、やはりそういう答弁でしたよ。だから、私は、そういうあやふやな憲法の理解のもとに、憲法改正なんて到底言える立場ではないんじゃないかということをまず申し上げます。

もう一度申し上げます。撤回するなら撤回してほしいと思いますし、先ほどの答弁、そのまま議事録に載っけていいというのであれば特に答弁は求めませんが、どうしますか。

○安倍内閣総理大臣　まず、平沢さんとの議論において私が野党に対案を出してもらいたいと言ったのは、対案ですから、補正予算の対案を出していただきたいということではなくて、政策においていわば対案を出していただきたい、こういうことでございます。

そして、先ほどの御質問については、私が階議員の質問の意図を誤りましたので、そうでなければ特定の条件を満たさなければというふうに言うわけがないわけでありまして、私は関連法案だと理解をしたわけでございまして、ですから、予算案本体は、これは当然政府が出すものでございます。これは当たり前のことでありまして、我が党も野党時代にはもちろん出せなかったわけであります。当然そういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○階委員　では、このまま議事録に残しましょう。私が明確に、予算案の提出権は国会議員にあるか

ということを聞きました、野党議員にあるかということを聞きましたので、そのまま先ほどの答弁は議事録に載ります。高校生に対して本当にそれで恥ずかしくないのかどうか、よく考えていただきたいと思います。

それからもう一つ、私がきょうの審議を通じて感じたことなんですが、質問に対して答えるだけではなくて、一言、二言、三言、四言、私たちに対する批判も交えている。

そもそもこれも憲法の理解を本当に総理がされているのかというふうに思うんですが、憲法の六十六条三項という条文があります。「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。」ということです。そして、連帯して責任を負う以上は、しっかり我々は行政権の行使を監視していかなくちゃいけない。その監視の一環として、憲法六十三条後段で、閣僚の皆さんは、答弁または説明のため国会から出席を求められたときは各議院に出席しなければならないというふうにされているわけです。

ですから、きょう私も質問通告して皆さんに来ていただいているわけですけれども、あくまで来ている理由は答弁または説明のためであって、我々に対して批判するためではないんですよ。これもやはり高校生にも誤解されると思うんですね。

総理が言っていることは、対案を出すのも一つの国会議員の役割ですよ。ただ、先ほども言いました、議院内閣制、三権分立という我々の憲法のもとで、我々は行政権の監視についても重要な役割を担っている。

この点について余りにも理解が足りないと私は言いたいと思いますが、何かこの点について総理からお考えはありますか。

○安倍内閣総理大臣　国会の場においては、闊達な議論があるのは当然のことであって、それは、お互いが議論する場合もありますよ、もちろん答弁ということが中心でありますが。その中で事実を比較する場合もありますから、皆さんも政権を担った以上、今がどうなんだというのは過去と比べる場合もありますから、当然そういう答弁もいたします。自分たちは批判するけれども自分たちのことは批判しないでくれなどと私たちは思ったことは一回もないわけでありまして、我々に反論したり批判したりすることは絶対だめだと言うことは、これはおかしいのではないでしょうか。

基本的には、聞かれたことに対して答弁する中において、その範囲において私は私の考え方を述べているわけでありまして、そういう中で事実の開陳をしているわけであります。それが批判と思われるかもしれませんが、それは私の述べ方が悪かったのかもしれませんが、基本的には、事実を述べながら、特に経済については、過去とどうだったかと、今の私たちの経済を批判するということに対しての反論でありますから、ではほかの政策であればどうだったのかということと比較しなければその経済政策が正しいか間違っているかはわからないわけでありますから、そういう意味において、このように比較するべきではないか、こういうふうに申し上げたわけでございます。

○階委員　今のやりとりで、テレビの前の高校生も、いかに総理が憲法に対して理解が浅いかということが明らかになったと思います。

最後にもう一言だけこの点について申し上げますけれども、憲法改正を唱えるのであれば、まず憲法をしっかり理解していただきたいということを申し上げます。

そして、本題に入ってまいりますけれども、震災復興と原発事故対応について、まず関係の大臣に伺いたいと思います。

私も被災地の岩手県の出身でございまして、震災以来五年間、復興について非常に関心を持ち、そして人並みに努力をしてきたつもりです。

最近、復興大臣について、残念なことに、地元でさまざまな不安の声、批判の声が聞こえてくるわけですね。就任以来、残念なことにいろいろなスキャンダルが報道されてきた。

そういう中で、先般の閉会中審査、復興特別委員会で私どもの同僚の柚木委員とのやりとりの中で、柚木委員が、大臣が過去に女性の住居に不法侵入したのを目撃したという女性の証言を取り上げて、その証言を裏づける事実として、当時女性が目撃した際にアイロン台に車のナンバーを書きとめていたということを、実際に現物を示しながら質問したわけです。

そして、そういったことについて、大臣はまず、そういう不法侵入といった事実は無根であるということをまずお話しされました。私は、事実無根であるならばそれを積極的に証明すればよい、証明するためにはナンバープレートが自分のもので

はないということを明らかにすればいいと思ったんですが、そのときの大臣の答弁、何とおっしゃったかというと、車両について記憶にございませんし、調べることは必要ないということをおっしゃっていました。記憶にないのであれば余計に調べて、それでこれは自分のものじゃないよということを世の中に知らしめた方がいいんじゃないかと思うんですね。

やはり、復興をさらに前に進めるためには、今のような状況を一刻も早く打開してほしい。私は、これは建設的な意味で申し上げています。

そこで、復興大臣にお伺いしますけれども、柚木委員も御提案申し上げましたとおり、ナンバープレートが自分のものか否か、これをしっかり調べて国会に報告するということをやっていただけませんでしょうか。

○髙木国務大臣　たびたび答弁しておりますけれども、そうした事実はございません。よって、そうした車に関しても全く私と関係するものではなく、調べるということは全く必要ないというふうに考えているところでございます。

○階委員　ちょっと、これでは疑惑がなかなか晴れないので、せっかく疑惑を晴らすチャンスを私は設けたつもりだったんですが、これについてはまた理事会で協議をしていただきたいと思います。

もう一つ、環境大臣についても……

○竹下委員長　何を理事会協議するんですか。

○階委員　ナンバープレートについて、これが誰の所有のものかどうか調査してほしい。

○竹下委員長　それは予算委員会のやる仕事じゃないでしょう。（発言する者あり）

理事会の議題にいたします。議題にはいたします。

○階委員　丸川環境大臣にもお尋ねします。

丸川環境大臣は、指定廃棄物の最終処理を所管しているということです。私の岩手も指定廃棄物がありますけれども、お隣の宮城県は、指定廃棄物の量は岩手県よりも多くて、最終処分場を県内に一カ所設けるということで政府の方針が決定されていまして、その候補地が三カ所、自治体が指定されています。その三カ所からは、いろいろな不安の声、不満の声なども上がっております。

とりわけ、大臣がなぜ我々の声を聞きに来ないんだということが報道もされていますし、宮城県知事を初め各自治体の首長がおっしゃっているわけです。

どうして行かれないのか、その点についてお答えください。

○丸川国務大臣　指定廃棄物、全部で十六万六千トン、一都十一県にございまして、先生のお地元にも四百七十五トン、そして福島県に十三万八千五百トンあるというような状況でございます。

宮城県に関して、これまでもさまざま環境省の方で御説明をさせていただく努力、また現地調査をさせていただく努力を続けてまいりましたけれども、私どもの努力もまだまだ至っていないという現状でございます。

そんな中で、前々大臣の石原環境大臣の当時にも副大臣をお務めいただいておりました井上信治代議士に今回も副大臣においでをいただいて、地元の自治体とずっと顔の見える関係を築いていただいてまいりました。その副大臣にまず交渉に当たっていただいている中で、これまでの経緯も踏まえてどのような受けとめをされているかということを伺いながら、今判断をさせていただいているところでございます。私自身もお伺いすることも含めながら、今検討させていただいている状況でございます。

○階委員　そんな受け身で消極的な対応では、地元の理解は到底得られません。現に、先ほどの宮城の三つの自治体は候補地を返上しようというような動きもあると聞いておりますので、事は一刻の猶予もならないということを申し上げておきます。

そして、話題をかえますけれども、今、この点については、委員長が復興大臣当時もやりとりをさせていただきました。被災地では、ようやく高台移転の土地あるいはかさ上げの土地の整備が進んできまして、これからいよいよ住宅を建てるという段階であります。

しかし、この間、五年間、仮設住宅に住みながら、ずっと土地が供給されるのを待ってきた人たちがたくさんいるわけですね。その五年間の間に、実は工事金額がどんどん上がってきている。

今、パネルをお示ししました。震災以降の平米当たり工事費予定額という金額なんですが、全国平均では七・六％の上昇率。これも結構、アベノミクスの影響で公共事業をたくさん行った結果、上がっているんだろうと思いますけれども、この七・六％に比べて、被災三県、数字を見てくださ

い、岩手では一六％、宮城では一四・四％、福島では一六・七％も上がっているわけですね。

こういうことで実額ベースで見ますと、例えば、百平米、約三十坪の家を建てるとします。約三十坪の家を建てるとした場合、震災前の工事費と今の工事費で比べると、岩手でいうと二百五十万円負担がふえる、それから宮城でいうと二百三十万円負担がふえる、福島では二百七十万円も負担がふえるわけですね。

これでは、今の国の支援金制度あるいは自治体独自の制度もありますけれども、大半が値上がり分で消えてしまって、実効的な補助にはならないのではないか、こういうことを指摘してまいりました。

先般、本会議でも総理がお答えされていましたけれども、他の制度とのバランス、あるいは国や地方の財政負担を考えて、この追加の支援ということには慎重にならなくてはいけないということを言われていました。

それならば、私は、他の制度とのバランスということでいえば、国立競技場、この間、財源スキームというものが決まりましたね。関連工事を含めると千六百四十五億、そのうち八百億程度を国が負担するということなんですが、今後値上がりしていった場合は、当然、国もその値上がり分は負担する。国とｔｏｔｏ、スポーツくじ、それから東京都、この三者でもって二対一対一の割合で値上がり分を負担しましょう、こういうことになっています。

ですから、国立競技場、オリンピックも大事です、確かに。でも、オリンピックの競技場は、値上がりしたら、ちゃんとその分については手当てしましょうというスキームになっています。

それから、先日の本会議で総理が言われていたのは、国や地方の財政負担というのも考えなくてはいけないと言っていましたけれども、先ほどの単価をもとにして、それから今後整備が予定される住宅戸数、これをもとに私の方で積算しましたところ、宮城、岩手、福島、トータルでもって、値上がり分、全額国費負担としても三百四十六億の負担で済みます。済みますというか、これも結構大きな金額ですけれども。

ただ、申し上げたいのは、今回の補正予算、先ほど来議論になっております年金生活者等給付金、これは総額で三千六百億円です。その三千六百億円の十分の一で、本当に困って仮設住宅に住まわれている方が自分で家を建てられる、その大きな手助けができるわけでして、アベノミクスの効果を本当に全国津々浦々に行き渡らせて一億総活躍を目指すのであれば、ここにこそ補正予算は手当てを講じるべきだと私は考えます。総理の見解を伺わせてください。

○安倍内閣総理大臣　東日本大震災からの復興に当たり、被災者の方々に安心できる住まいに移っていただくことは重要な課題と認識をしております。

被災地の住宅建築費は、震災前に比べて全国を上回って上昇している状況と承知をしています。

こうした中、被災地の住宅再建については、県、市町村の取り崩し型復興基金を活用した助成に加えて、被災者生活再建支援金を支給するとともに、高台移転事業による宅地を借地として提供するなど、被災者の負担を軽減する支援措置を引き続き講じることとしています。

今後とも、被災者の方々が安心して生活できる住宅に移れるよう全力を尽くしていく考えであります。

被災者生活再建支援金の引き上げについては、先ほど御紹介いただきましたが、他の制度とのバランス、あるいは国、都道府県の財政負担などを勘案して、慎重に検討すべきものと考えています。

また、取り崩し型復興基金の積み増しについては、復興基金にふさわしい具体的な財政需要があるのかどうか、あるいはその活用状況を十分に見きわめていくことが必要であると考えております。

○階委員　優先順位であれば私はこちらの方が先だと思いますし、金額的にも、給付金三千六百億円に比べれば十分の一で済みます。ぜひこちらをよろしくお願いしたいということを申し上げておきます。

次に、マイナンバーの質問はちょっと一旦先送りしまして、行政改革についてお尋ねします。

消費税を引き上げる前に行政改革で行政の無駄を削減すべきだということは、三党で当時民主党政権のときに合意した内容にも含まれていたと思います。この行政改革について私はお尋ねしたいんです。

まず、年金記録流出、昨年問題になりました。この年金記録流出は、まさにＩＴの理解の不足、あるいはその後の対応のまずさによって損害が発

生し、拡大していった。

改めてお尋ねしますけれども、この年金記録流出による損害額は幾らなのか。これは通告しています。総理でもいいですが、数字ですから、厚労大臣でも結構です。

○塩崎国務大臣　階先生、今、年金記録とおっしゃいましたが、これは年金情報でございますので、記録は出ているわけではございません。

日本年金機構の情報流出事案については、これは大変国民の皆様方に御不安を生じさせてしまったということで、まことに遺憾だというふうに考えております。

情報流出事案に係る年金機構の対応経費としては、現在も対応しているものなどの事情によって確定はまだしておりませんが、機構からは、専用コールセンターの設置によるお客様対応とか、あるいは情報が流出した方に対するおわび状の送付のコストであるとか、そういうことを合わせますと約十億円程度を見込んでいるという報告を受けているところでございます。

再発防止策については、厚生労働省に設置をいたしました外部有識者による検証委員会やサイバーセキュリティ戦略本部が行った原因究明調査などを踏まえて、日本年金機構において、個人情報に対して攻撃が及ばないシステムを技術的に構築するとか、あるいは徹底した組織、人事、業務改革などを内容とする業務改善計画、これをもう既に出してもらっておりまして、外部の有識者の助言も受けながら昨年の十二月に提出を受けたわけであります。

厚労省としても、年金機構の改革が着実に行われるようにしっかりと監督をし、今回のような出来事が二度と起こらないように、年金個人情報の管理に万全を期してまいりたいというふうに思っております。

○階委員　今、再発防止策もお答えいただけましたけれども、私も厚労省の再発防止策の文書も拝見しました。基本的な考え方ということで、情報セキュリティー対策の強化をして、そのために組織、業務改革を推進していくということでした。

ただ、そもそも日本年金機構が立ち上がった経緯というものを考えてみますと、ちょうど第一次安倍政権のときに、消えた年金、こちらは記録でしたね、消えた年金記録問題が起きまして、まさにＩＴ体制を確立して、組織、業務を改革するために社保庁を解体して日本年金機構を立ち上げるということだったのが、今やこういうような状況になっているわけです。

これまでの改革の努力というのは全く意味がなかった、あるいは、そもそも改革というのは骨抜きだったと言わざるを得ないので、今後はこういったことがないようにしていただきたい。

それからもう一つ、十億円という損害額、これも大きな金額です、十億円の無駄が発生している。他方で、今会計検査院から指摘されているのは、日本年金機構が全国各地に持っている職員用の宿舎が、少なく見積もっても十五億円はもう全く活用されていなくて無駄になっている。

十億円無駄にしたのであれば、早くこの十五億円を取り戻すべきだと思いますよ。にもかかわらず、私たち民主党の会議でも、厚労省の担当者を呼んで、いつ制度をつくるんだ、法律をつくるんだということを再三再四尋ねてきました。法律は必要だといいながら、いつつくるのかということについてはいまだにはっきりさせていません。

先ほどの、年金情報流出で十億円損している、こういったことも考えれば、総理にお尋ねします、内閣として、この宿舎の十五億円の無駄を取り戻すべく、早くに法律を国会に内閣から提出して成立を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣　まず最初の十億円につきまして、これをどこから捻出するかということでありますけれども、これは機構における平成二十七年度の予算の事業の見直し、あるいは経費の削減等を通じて賄うということでまいる予定でございます。

今、遊休宿舎の問題、これは会計検査院から御指摘を受けているわけでありまして、昨年の十月に、日本年金機構の保有財産の必要性を見直すということを指摘され、厚生労働省において不要財産について国庫納付させるような制度を、今先生がおっしゃったとおり整備するように、こういう指摘がございました。これを受けて、年金機構において保有財産の見直しを行って、検査院から指摘をされた宿舎それから事務所の処分を行って国庫納付を行う方針をもう既に固めているところであります。

これを踏まえて、厚生労働省としては、機構の不要財産を国庫納付できるように、できる限り速やかな法整備に向けて検討をしてまいる所存でございます。

○階委員　できるだけ速やかにというのは、今国会という理解でよろしいですか。総理、決意をお聞かせください。総理、お願いします。総理に答弁を求めています。

○塩崎国務大臣　今国会提出を目指して今作業中でございます。

○階委員　提出してください。

それで、この件に限らず、私の方で会計検査院を通じて調査しました。過去十年ぐらいで、今回の年金機構の宿舎のように国の関連の団体が遊休資産をそのまま放置していて、会計検査院が、無駄だ、これは早く処分して国に返納すべきだと言った件数がどれぐらいあるかということを調べていただいたところ、過去十年間で、件数にして七十件、指摘金額で一兆九千三百三十億円、こういった多額の金額があったようです。もちろん、その中には既に返納されたものもあると思いますが、会計検査院はそこまでは把握していなかった。

そこで、河野行革担当大臣にお尋ねします。

今のような数字、看過できないと思います。行革担当大臣として、改めて、会計検査院の指摘を踏まえて、不要不急の資産は一刻も早く処分し国庫に返納する、そういう作業を行っていただきたいと思いますが、決意をお聞かせください。

○河野国務大臣　会計検査院が指摘されたものにつきましては、一義的には所管官庁が対応すべきものと思いますが、所管官庁が適切に対応しているかどうか早急に調べて、対応してまいりたいと思います。

○階委員　ぜひ、行革担当大臣、期待しておりますので、頑張ってください。

もう一つ会計検査院が指摘してきたもので、ＮＨＫについても、実は平成十九年に重要な指摘をしていますね。当時、関連団体の利益剰余金が八百八十六億円もあるということを踏まえて、ＮＨＫに対して、子会社の利益剰余金額、当座資産額等の資産状況等を勘案して特例配当を要請する必要があるだろう、そこで、特例配当などによって協会の財政に寄与させることが望まれるという会計検査院からの指摘がありました。

きょう、ＮＨＫ会長にも久々に来ていただいておりますけれども、ＮＨＫ会長、このような指摘を過去に会計検査院から受けていたにもかかわらず、特例配当に回してＮＨＫの財政に寄与させるどころか、三百五十億もの過大な土地を取得して、それが監査委員や経営委員会の指摘を受けて撤回に追い込まれた、この責任についてどう考えているか、お聞かせください。

○籾井参考人　お答えいたします。

関連団体の将来のありようや業務の効率性などの観点から、関連団体の社屋を集約することが望ましいということで以前から検討をしておりました。放送センターの近隣に去年有効な土地が見つかり、ほかに適当な土地がない中で、子会社が取得の意思を示す申し込みを行ったというふうに聞いております。そして、十一月十九日、昨年でございますが、子会社が優先交渉権を得たということです。

その後、十二月八日の経営委員会に報告いたしましたが、この日の朝、間違った新聞報道がなされ、誤解を与えたこともあり、賛意を得られず、このまま進めてもうまくいかないという、総合的に判断して、これ以上の具体的な手続に入ることは取りやめました。

こうしたことはあくまでも具体的な手続の前の段階で終わっているわけでございまして、監査委員会が十二月二十二日に経営委員会に行った報告でも、買い受け申込書を提出し優先交渉権の内定を得たことは、放送法及び関連団体運営基準に違反することは認められないとされております。

○階委員　監査委員会も、法的には違法とは言えないとは言っていますけれども、先ほども申し上げました、本来であれば特例配当にできるだけ回すべきということを会計検査院から指摘されているにもかかわらず、安易な土地取得計画をもとに買い受け申込書を出している、これに対しては監査委員会も厳しい指摘をしています。「取得代金などの契約条件および各関連団体の利用・負担などの本件土地取引に関する重要な事項についての検討、ならびに契約締結・実行のための手順・日程について、十分な意思統一が図られていないなどの状況が認められた。」これはＮＨＫ会長としても本当に反省すべき事項だと考えます。

それともう一つ、会長の責任が問われることは、きょうの新聞にも出ていました、子会社で不祥事が相次いでいます。金銭の着服、昨年の末には二億円、そしてきょう出ていたのは五百万円、いずれも、架空発注をして、その一部か全部を関係会社の社員が着服していたという問題です。

そもそもなんですが、ＮＨＫ会長である籾井さ

んの肝いりで、昨年、五千数百万円もの多額の弁護士報酬を払って、子会社のガバナンスを検討していきましょうということで調査なども行った。その調査の結果、当時、籾井会長は胸を張って、子会社に特段の問題はなかったということも言っているわけですね。にもかかわらず、今ごろになって、またこういう問題が発覚している。

この点についてもＮＨＫ会長の責任が問われると思いますが、この点、いかがですか。

○籾井参考人　お答えいたします。

今回の問題につきましては、本当に許しがたい犯罪的な不正でありまして、まさしく言語道断であります。

子会社の問題ではありますが、ＮＨＫとしましても、徹底的に調査を行った上で厳正に対処したいと思います。

本件につきましては、六年前から起こっているということで、なかなか調査そのものがスムーズに、スピーディーにはいかないんですが、今我々も、国税がやっているのと並行いたしまして、我々も内部的に徹底的に調査を行っておりますし、結果を見た上で厳正に対処したいと思います。

○階委員　みずからの責任には言及されないんですか。反省の言葉はないんですか。籾井会長、もう一度お願いします。

○籾井参考人　まさしく今徹底的な調査を行っている段階でございます。まだ最終的な結論には至っていないということでございます。

先ほども申しましたけれども、これは関連企業の問題でありますが、我々としましても、こういうことを今後どうやったら防げるかということについては、鋭意我々も、言葉ではなくて実際に検討いたしております。

○階委員　またこの点についてはしっかり追及していきたいと思います。

最後に、アベノミクスの第一の矢であります異次元の金融緩和、このことについて、きょうは日銀総裁、岩田副総裁が来られていますのでお尋ねしたいと思います。

今から三年近く前の平成二十五年の四月に、異次元の金融緩和ということで、国債の保有額を年間五十兆円のペースで増加させていく、つまり、その分、市場にお金を供給するわけですね。それによって物価を二％上げていく。

なかなかうまくいかないので、一昨年の十月には、五十兆円を八十兆円にして、国債の買い入れ額をふやしていった。それでもなかなかうまくいかなくて、最近では、金融政策だけではなくて、黒田総裁が連合の会合に出席して連合の組合の活動に期待したり、あるいは、昨年の暮れには、新たな決定事項として、賃上げした会社の株を買ったり、あるいはそういう賃上げした会社に融資をした金融機関にバックファイナンスをしたりというような、もう何でもありというような状況になっています。

そもそも、物価目標二％達成の期限は二年だということでおっしゃっていたわけですけれども、特に岩田副総裁は、達成できなければ辞任するというようなことも当初おっしゃっていたと思います。

実際問題、達成されないどころか、先ほど来議論になっておりますように、いまだに物価指数は、総合で見ますと、ゼロ％近辺です。

こうした状況を鑑みて、まず岩田副総裁からお聞きしますけれども、責任をどうお感じになっていますでしょうか、どうおとりになるつもりでしょうか。

○岩田参考人　お答えいたします。

副総裁に就任した際は、目標が達成できない場合には、まず果たすべきは説明責任であって、仮に説明責任が果たせない場合には、最終的な責任のとり方は辞職であるということを申し上げました。

その上で、物価動向について申し上げますと、生鮮食品を除く消費者物価の前年比は、このところゼロ％程度で推移しております。しかし、これは、二〇一四年夏以降の原油価格の大幅下落の影響によるところが大きいと考えております。生鮮食品、エネルギーを除く消費者物価の前年比で見ると、二十六カ月連続でプラスを続けておりまして、最近では一・二％まで上昇するなど、物価の基調は改善していると考えております。

日本銀行としては、二％の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、量的・質的金融緩和を着実に推進してまいる方針であります。

○階委員　最後に総裁にお聞きしますけれども、客観的事実として、いまだに物価はゼロ％近辺ということで、かつ、そういう中で、国債の大量買い入れは今も続いています。先ほどの、二十五年の四月から二年間の間に、日銀の国債保有残高は

百四十五兆円もふえました。年間で七十兆円強ふえているわけですね。他方で、日本政府が発行する国債の残高は、この二年間で五十九兆しかふえていません。年に直すと三十兆円ずつしかふえていません。

こういう中で、リスクを考えずにどんどんどんどん、二％という目標に拘泥して日銀の信頼を損なうような国債の大量買い入れを続けていくことは、私は非常に問題があると思います。総裁に御見解を伺います。これで最後です。

○黒田参考人　日本銀行は、御承知のとおり、量的・質的金融緩和の導入に当たりまして、二％の物価安定の目標を、二年程度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現するというコミットメントを行っております。同時に、量的・質的金融緩和は、二％の物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで継続するということも明確にいたしております。

先ほど副総裁から答弁申し上げたとおり、物価の基調は改善しておりますけれども、まだ道半ばであります。したがいまして、日本銀行としては、二％の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために、この量的・質的金融緩和を着実に推進していく所存であります。

○階委員　相変わらず二％に拘泥して、日銀の信頼を毀損していることは私は危険だということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○竹下委員長　次回は、来る十二日午前八時五十五分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三分散会